

「(仮称)滋賀県学校教育情報化推進計画」素案について

1 策定の趣旨

令和4年4月1日に施行された「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

2 位置付け

- ・「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく、地方公共団体の計画

3 計画期間

令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)
(技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し)

4 計画の対象

本計画では、県が県立学校(高等学校、中高一貫校の中等部、特別支援学校)の学校設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援ならびに研修や資質向上に係る支援に関する施策(大津市を除く)、その他関係機関等の連携を推進する。

5 今後の予定

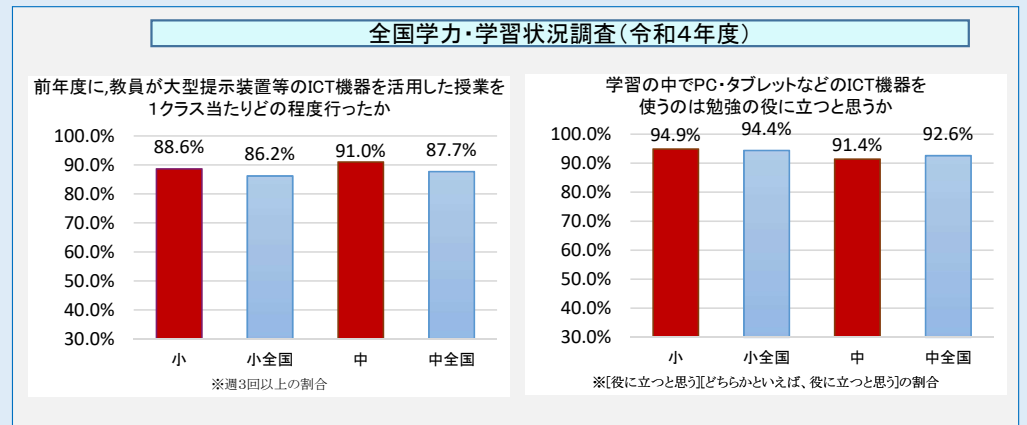
令和4年11月7日	常任委員会(素案) 市町等意見照会
12月	常任委員会(原案) 教育委員会(原案)
令和5年1月	県民政策コメント実施
2月	常任委員会(県民政策コメント結果および計画最終案報告) 教育委員会(計画付議) 策定・公表

1 策定の趣旨

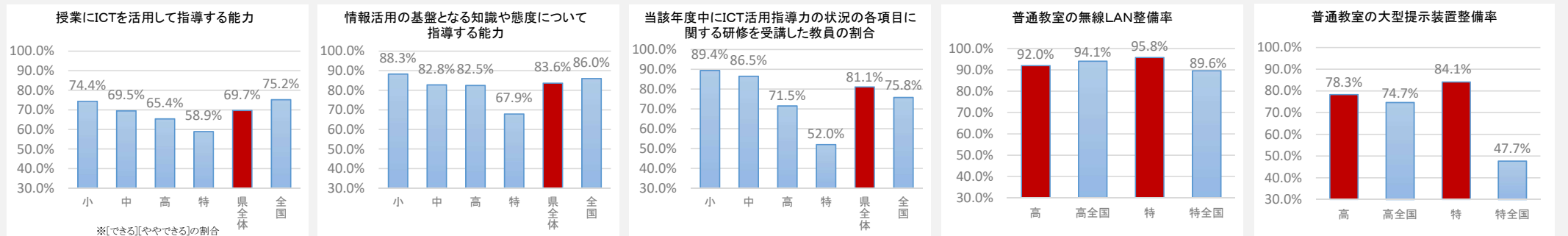
趣旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく、地方公共団体の計画
期間	3年 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立学校(高等学校、中高一貫校の中等部、特別支援学校)の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援ならびに研修や資質向上に係る支援に関する施策(大津市除く)、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育情報化の現状と課題

児童生徒の 資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠 授業におけるICTの活用を進めることが必要 誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要 情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
教職員の指導力	<ul style="list-style-type: none"> 授業にICTの活用ができる教員の割合が全国の中でも低位 学校や個々の教職員の間のICT活用状況にばらつきがある 個別最適な学びや協働的学びにICTを積極的に活用することが必要
ICTの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末整備など学校のICT環境が急速進展 新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要 個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保
学校における働き方 改革と組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要 特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生



学校における教育の情報化の実態等に関する調査(令和3年度速報値)



3 基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教員のICT活用指導力の向上や技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

4 目標

項目	現状	目標
教員が大型提示装置等のICT機器を活用した授業が 1クラス当たり週3回以上 (全国学力・学習状況調査)	小 88.6% (R4)	小 100.0%
	中 91.0% (R4)	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
	特 未調査	特 100.0%
授業にICTを活用して指導する能力 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 74.4% (R3)	小 90.0%
	中 69.5% (R3)	中 90.0%
	高 65.4% (R3)	高 90.0%
	特 58.9% (R3)	特 80.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 88.3% (R3)	小 95.0%
	中 82.8% (R3)	中 95.0%
	高 82.5% (R3)	高 95.0%
	特 67.9% (R3)	特 90.0%

5 講ずべき施策

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・デジタル教科書の活用
- ・プレゼンテーションする機会の確保
- ・データサイエンス能力の育成

②情報モラル教育の充実

- ・学校における生徒への講座の実施
- ・情報モラル研修の実施
- ・デジタルシティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成
- ・著作権への理解の促進
- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

③特別な配慮を要する児童生徒の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた系統的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

II. 教職員のICT活用指導力の向上

①情報通信技術を活用した指導方法等の普及

- ・ICT活用ガイドブックの作成
- ・動画サイトでの教科別活用事例の紹介など
- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTコアティーチャーによる指導方法の普及
- ・実践事例の収集と有効事例の周知
- ・指導者用デジタル教科書の活用

②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTや情報・教育データの利活用(データサイエンス)の研修
- ・情報モラル研修の実施
- ・プログラミング研修の実施
- ・著作権への理解の促進

③調査研究等の推進

- ・デジタル教科書の活用の研究
- ・「協働的な学び」「個別最適な学び」に有効なアプリケーションソフトについての研究
- ・デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた教育の研究

III. ICTを活用するための環境の整備

①県立学校における情報通信技術の活用のための環境整備

- ・教育ネットワークの安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・BYODによる端末整備に伴う経済的に困りの生徒への支援

②学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・授業用支援ソフトの運用・管理
- ・遠隔授業に係る実証研究
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進

③個人情報の保護

- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・サイバーセキュリティに関する研修

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・教員への情報支援サービスの活用

③ICTを活用した校務の改善

- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの導入
- ・学校横断による教材の共有化

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催